

|          |      |
|----------|------|
| 広島県収受    |      |
| 第        | 号    |
| 27.11.12 |      |
| 処理期限     | 月 日  |
| 分類記号     | 保存年限 |

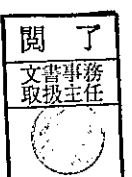
事務連絡  
平成27年11月6日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」に基づく接種に係る  
副作用被害救済給付の請求について

今般、標記について、別添写しのとおり、独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛て通知  
しましたので、お知らせします。



事 務 連 絡  
平成27年11月6日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構健康被害救済部 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」に基づく接種に係る  
副作用被害救済給付の請求について（依頼）

標記請求の取扱いについては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（第4条及び第6条）に定められた5年の請求期限が、今後順次到来することが発生し得るため、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」に基づく接種に係る医薬品副作用被害救済制度の請求期限の周知について（依頼）」（平成27年10月22日付け厚生労働省健康局健康課・医薬・生活衛生局安全対策課事務連絡）（別紙）により、各都道府県衛生主管部（局）に対して、管内の対象者宛て十分周知するよう依頼したところです。

また、厚生労働省は、平成27年9月17日開催厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会合同会議での議論を踏まえて、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業（以下「事業」という。）に基づくワクチン接種に係る救済について、接種後に生じた疾病とワクチンとの因果関係が否定できないと判定されたが、この疾病についての医療が入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療ではないと判定された場合についても、予防接種法に基づく救済給付と同等の医療費、医療手当の救済範囲となるよう、措置を講じることを検討しているところです。

当該措置の詳細については、決定次第別途お知らせいたしますが、貴部におかれましては、当該措置の実施の検討が行われていることを踏まえ、事業に基づく接種に係る副作用被害救済給付の請求について、ワクチンと疾病との因果関係、疾病の継続期間等の判断に必要な関係資料の収集調査等をお願いいたします。

事 務 連 絡

平成27年10月22日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省

健康局健康課

医薬・生活衛生局安全対策課

「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」に基づく接種に係る  
医薬品副作用被害救済制度の請求期限の周知について（依頼）

医薬品副作用被害救済制度については、医薬品を適正な使用目的に従い適正に使用したにも関わらず発生した副作用により、入院治療が必要な程度の疾病や日常生活が著しく制限される程度の障害等の健康被害を受けた方の迅速な救済を図ることを目的として独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づき、運用されているところです。

当該制度の医療費及び医療手当の請求期限については、同法施行令（平成16年政令第83号）第4条及び第5条により、下記のとおりとなっております。

- ・医療費：医療費の支給の対象となる費用の支払いが行われたときから5年以内
- ・医療手当：請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から5年以内

予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期接種化以前に行われた「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」（以下「基金事業」という。）に基づくヒトパピローマウイルスワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種については、医薬品副作用被害救済制度に基づく救済措置の対象となるものです。基金事業は、平成22年11月26日付け健発1126第8号厚生労働省健康局長通知「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営について」をもって開始されたことから、今後、上記5年の請求期限が順次到来することが発生し得るため、管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）に対し、管内の対象者による請求に遺漏なきよう、対象者宛て十分に周知いただきたくよろしくお取り計らい願います。

また、請求に当たり、具体的な請求方法、必要書類、請求書類の様式やその記載方法等については、以下の独立行政法人医薬品医療機器総合機構の相談窓口にお問い合わせいただくよう、併せて周知をお願いいたします。

なお、各市町村において、対象者を把握している場合に個別に周知をされる場合には別紙1「対象者宛個別通知（ひな型）」を、各市町村で発刊している広報誌に掲載して周知される場合は別紙2「広報誌掲載文（ひな型）」を適宜御活用ください。

**【相談窓口】**

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

**0120-149-931 (フリーダイヤル)**

※IP 電話等の方でフリーダイヤルが御利用になれない場合は、03-3506-9411 (有料) を御利用  
ください。

<受付時間>

月曜日から金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時から午後5時